

(参考)

◎ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について 比較表

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
<u>こ成保第206号</u> <u>令和6年3月29日</u> <u>【第1次改正】こ成保第230号</u> <u>令和6年4月10日</u> 各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長 <u>児童相談所設置市長</u> <u>こども家庭庁成育局長</u> 認可外保育施設に対する指導監督の実施について <u>認可外保育施設に対する指導監督については、児童福祉法第59条に基づくものであるところ、</u>今般、別紙のとおり「認可外保育施設指導監督の指針」及び「指導監督基準」を策定したので、<u>都道府県等におかれては引き続き適切な指導監督が図られるようお願いする。</u> この通知は、<u>令和6年4月1日</u>から施行し、これに伴い、「<u>認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</u>」は廃止する。 <u>なお</u>、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。	<u>雇児発第177号</u> <u>平成13年3月29日</u> <u>【最終改正】子発0331第17号</u> <u>令和5年3月31日</u> 各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長 <u>厚生労働省子ども家庭局長</u> 認可外保育施設に対する指導監督の実施について <u>保育需要の増加や多様化等への対応については、新エンゼルプラン（平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）等に基づき、保育施策の拡充に御尽力いただいているところである。</u> <u>ベビーホテル等の認可外保育施設については、昭和56年の児童福祉法の改正により、行政庁の報告徴収及び立入調査の権限が規定され、これらに基づき、指導監督に配意願ってきたところであるが、</u>今般、<u>より効果的な指導監督を図る観点等から、</u>別紙のとおり「認可外保育施設指導監督の指針」及び「指導監督基準」を策定したので、<u>より適切な指導監督が図られるようお願いする。</u> <u>なお、認可外保育施設、特にベビーホテルの問題は指導監督の問題だけではなく、認可保育所の整備状況や延長保育、夜間保育等の多様な保育サービ</u>

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
	<u>スの提供と大きくかわるものであり、特にベビーホテルの多い地域におかれては、地域の保育需要について適切な把握に努めるとともに、その需要に応じた保育施策の推進に御尽力いただきたい。</u> この通知は、<u>平成 13 年 4 月 1 日</u>から施行し、これに伴い、「<u>無認可保育施設に対する指導監督の実施について（昭和 56 年 7 月 2 日児発第 566 号厚生省児童家庭局長通知）</u>」及びこれに基づく通知（「<u>認可外保育施設に対する指導監督の強化について（平成 12 年 4 月 14 日児保第 18 号厚生省児童家庭局保育課長通知）</u>」は、廃止する。 <u>おって</u>、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に当たるものである。
〔別紙〕 認可外保育施設指導監督の指針	〔別紙〕 認可外保育施設指導監督の指針
第 1 総則	第 1 総則
1 ～ 3 （略）	1 ～ 3 （略）
4 認可外保育施設の把握	4 認可外保育施設の把握
(1) 認可外保育施設の把握 （略）	(1) 認可外保育施設の把握 （略）
(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導	(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導
認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求めること。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導すること。	認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求めること。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導すること。
様式 1、様式 1－2 及び様式 2 参照	様式 1、様式 1－2 及び様式 2 参照
（留意事項 7）届出制の意義 （略）	（留意事項 7）届出制の意義 （略）
（留意事項 8）届出対象施設	（留意事項 8）届出対象施設
届出の対象となる認可外保育施設は、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12	届出の対象となる認可外保育施設は、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の<u>内閣府令</u>で定めるものを除く。）であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）とする。（法第59条の2第1項参照） 届出対象施設は法第59条の都道府県知事等による指導監督の対象であることに加え、法第59条の2から第59条の2の5により都道府県知事等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び<u>インターネットを利用して公衆の閲覧に供すること、並びに</u>利用者への書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付が義務づけられている。 なお、公立の認可外保育施設も届出対象であり、都道府県知事等に対して届出を行うものとする。この場合、当該施設に対する指導監督は都道府県と市区町村が協議の上、効果的・効率的な方法で実施すること。 また、以下の施設（ただし、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第59条の指導監督の対象であることは言うまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第49条の2）。 ① 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。 <u>（削る。）</u> （その旨が約款やパンフレット等の書面等により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として次に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。） ア 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う	項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の<u>厚生労働省令</u>で定めるものを除く。）であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）とする。（法第59条の2第1項参照） 届出対象施設は法第59条の都道府県知事等による指導監督の対象であることに加え、法第59条の2から第59条の2の5により都道府県知事等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び利用者への書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付が義務づけられている。 なお、公立の認可外保育施設も届出対象であり、都道府県知事等に対して届出を行うものとする。この場合、当該施設に対する指導監督は都道府県と市区町村が協議の上、効果的・効率的な方法で実施すること。 また、以下の施設（ただし、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第59条の指導監督の対象であることは言うまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第49条の2）。 ① 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。 <u>（乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。）</u> （その旨が約款やパンフレット等の書面等により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として次に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。） ア 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の監護する乳幼児。 （例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。） イ 親族間の預かり合い（設置者の四親等内の親族を対象） ウ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児 （例：利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となる。） エ （削る。） オ （削る。） カ （削る。） ②及び③ （略） （留意事項 9）届出事項（施行規則第 49 条の 3） （略）	事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の監護する乳幼児。 （例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。） イ 親族間の預かり合い（設置者の四親等内の親族を対象） ウ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児 （例：利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となる。） <u>エ 一時預かり事業の対象となる乳幼児</u> <u>法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業に係る届出を行っているなど、他の制度により指導監督が行われることから、届出の対象外としている。</u> <u>オ 病児保育事業の対象となる乳幼児</u> <u>法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業に係る届出を行っているなど、他の制度により指導監督が行われることから、届出の対象外としている。</u> <u>カ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児</u> <u>法第 6 条の 3 第 14 項に規定する子育て援助活動支援事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業に係る届出を行っているなど、他の制度により指導監督が行われることから、届出の対象外としている。</u> ②及び③ （略） （留意事項 9）届出事項（施行規則第 49 条の 3） （略）

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
(3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置 届出対象施設であるが、開設後 1 か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書（電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により期限を付して届出を行うよう求めること。期限が過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続きを行うこと。 また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様であること。 様式 3 及び様式 4 参照 (参照条文) 法第 62 条の <u>5</u> 第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50 万円以下の過料に処する。 (留意事項 10) 過料事件の手続 （略） (4) （略） 第 2 通常 指導監督 1 通則 （略） 2 報告徴収 (1) 運営状況報告の対象 全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、運営状況の報告を、年 1 回以上、文書により、回答期限を付して求めること。その際、次のような場合にも報告するよう併せて指示すること。 様式 5、様式 5－2 参照 ① 事故等が生じた場合の報告（臨時の報告） 当該施設の管理下において、重大な事故が生じた場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（<u>令和 5 年 12 月 14 日 成安第 142 号通知</u>）に基づき、速やかに報告させること。 様式 6 参照 また、食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感	(3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置 届出対象施設であるが、開設後 1 か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書（電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により期限を付して届出を行うよう求めること。期限が過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続きを行うこと。 また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様であること。 様式 3 及び様式 4 参照 (参照条文) 法第 62 条の <u>4</u> 第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50 万円以下の過料に処する。 (留意事項 10) 過料事件の手続 （略） (4) （略） 第 2 通常 指導監督 1 通則 （略） 2 報告徴収 (1) 運営状況報告の対象 全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、運営状況の報告を、年 1 回以上、文書により、回答期限を付して求めること。その際、次のような場合にも報告するよう併せて指示すること。 様式 5、様式 5－2 参照 ① 事故等が生じた場合の報告（臨時の報告） 当該施設の管理下において、重大な事故が生じた場合は、「<u>特定教育・保育施設等における事故の報告等について</u>」（<u>平成 29 年 11 月 10 日 付け府子本第 912 号、29 初幼教第 11 号、子保発 1110 第 1 号、子子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号通知</u>）に基づき、速やかに報告させること。 様式 6 参照 また、食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付け健発 0222002 号・薬食発第 0222001 号・雇児発 0222001 号・社援発第 0222002 号・老発 0222001 号通知）に準じて、都道府県等に報告させること。併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じさせること。 ②～④ （略） （留意事項 11）～（留意事項 14） （略） （2）及び（3） （略） 3 立入調査 （1）立入調査の対象 ①及び② （略） ③ 事務所への立入調査 認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告徴収をすること。（法第 59 条第 1 項参照） （留意事項 17）事務所に対する立入調査の意義 （略） （参照条文）法第 61 条の 5 及び第 62 条 第 61 条の 5 <u>（略）</u> ② <u>正当な理由がないのに、第 29 条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50 万円以下の罰金に処する。</u> 第 62 条 <u>（略）</u> ② <u>次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。</u> 一～<u>五</u> （略） <u>六 正当な理由がないのに、第 59 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を</u>	感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付け健発 0222002 号・薬食発第 0222001 号・雇児発 0222001 号・社援発第 0222002 号・老発 0222001 号通知）に準じて、都道府県等に報告させること。併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じさせること。 ②～④ （略） （留意事項 11）～（留意事項 14） （略） （2）及び（3） （略） 3 立入調査 （1）立入調査の対象 ①及び② （略） ③ 事務所への立入調査 認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告徴収をすること。（法第 59 条第 1 項参照） （留意事項 17）事務所に対する立入調査の意義 （略） （参照条文）法第 61 条の 5 及び第 62 条 第 61 条の 5 <u>正当な理由がないのに、第 29 条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50 万円以下の罰金に処する。</u> 第 62 条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。</u> 一～<u>六</u> （略） <u>七 正当な理由がないのに、第 59 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、</u>

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
<u>拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u> (2) 立入調査の手順 ① 実施計画の策定 立入調査の実施計画は、届出対象施設であるか否かにかかわらず、問題を有すると考えられる施設について重点的に指導ができるように配慮して策定すること。また、策定に当たっては、必要に応じて、消防部局、衛生部局等と施設リストや既実施の立入調査結果の情報交換を行う等の連携を図ることが望ましいこと。 (留意事項 18) 行政情報の提供について （略） (留意事項 19) 以下のいずれかに該当する施設は、「問題を有すると考えられる施設」に該当すると考えられること。 ・ 著しく保育従事者数が少ないもの、又は著しく有資格者数が少ないもの ・ 著しく施設が狭隘なもの ・ 連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの ・ 著しく低料金又は利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの ・ 管理者や保育従事者が都道府県等が開催する研修会等へ参加していないもの ・ 通常の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの ・ 事実発生に関わらず、臨時の報告又は長期滞在児の報告を怠っているもの ・ 設置後の届出義務、設置者の氏名等の揭示<u>及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供する義務</u>、利用者に対する書面等交付義務等法令に定める義務の履行を怠っているもの ②～⑨ （略） 第3 （略）	<u>妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u> (2) 立入調査の手順 ① 実施計画の策定 立入調査の実施計画は、届出対象施設であるか否かにかかわらず、問題を有すると考えられる施設について重点的に指導ができるように配慮して策定すること。また、策定に当たっては、必要に応じて、消防部局、衛生部局等と施設リストや既実施の立入調査結果の情報交換を行う等の連携を図ることが望ましいこと。 (留意事項 18) 行政情報の提供について （略） (留意事項 19) 以下のいずれかに該当する施設は、「問題を有すると考えられる施設」に該当すると考えられること。 ・ 著しく保育従事者数が少ないもの、又は著しく有資格者数が少ないもの ・ 著しく施設が狭隘なもの ・ 連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの ・ 著しく低料金又は利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの ・ 管理者や保育従事者が都道府県等が開催する研修会等へ参加していないもの ・ 通常の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの ・ 事実発生に関わらず、臨時の報告又は長期滞在児の報告を怠っているもの ・ 設置後の届出義務、設置者の氏名等の揭示義務、利用者に対する書面等交付義務等法令に定める義務の履行を怠っているもの ②～⑨ （略） 第3 （略）

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令 (1)及び(2) (略) (3) 自治体間の情報提供及び公表 都道府県知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができること。この場合、提供を求めることができる情報の範囲は、名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等（処分を行った自治体、処分の種類、処分年月日をいう。以下同じ。）の基本的な情報に加え、処分の要件に該当すると判断するに至った事実に係る情報とすること。 この場合、処分の要件に該当すると判断するに至った事実に係る情報とは次のとおりとすること。ただし、次に掲げる情報に当たる場合であっても、被害児童の氏名・住所などの被害児童を本人とする個人情報その他の提供することにより被害児童の権利利益を不当に侵害するおそれのある個人情報は、被害児童のプライバシー保護の観点から提供してはならないものとする。 ・指導監督基準の該当箇所、当該基準に対する違反の内容、その事実認定のために必要最小限な証拠書類に係る情報 ・わいせつ行為や暴行等の「乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものについては、その行為の内容（例：利用児童に対するわいせつ行為があった）に係る情報のうち、児童の生命及び心身の安全確保の目的に照らして必要最小限度の情報 この情報提供の求めを効率的に行うことができるよう、第7の2の<u>こども家庭庁</u>への報告については遺漏なく行うこと。なお、当該報告を受けて、<u>こども家庭庁</u>が情報（名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等に限る。）を集約し、各都道府県が閲覧できることとするので活用されたいこと。（法第59条第7項参照） 事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表すること。また、都道府県が公表する情報は、利用者の施設選択に当たっても重要な情報であることから、地元市区町村に対し通知するとともに、	第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令 (1)及び(2) (略) (3) 自治体間の情報提供及び公表 都道府県知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができること。この場合、提供を求めることができる情報の範囲は、名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等（処分を行った自治体、処分の種類、処分年月日をいう。以下同じ。）の基本的な情報に加え、処分の要件に該当すると判断するに至った事実に係る情報とすること。 この場合、処分の要件に該当すると判断するに至った事実に係る情報とは次のとおりとすること。ただし、次に掲げる情報に当たる場合であっても、被害児童の氏名・住所などの被害児童を本人とする個人情報その他の提供することにより被害児童の権利利益を不当に侵害するおそれのある個人情報は、被害児童のプライバシー保護の観点から提供してはならないものとする。 ・指導監督基準の該当箇所、当該基準に対する違反の内容、その事実認定のために必要最小限な証拠書類に係る情報 ・わいせつ行為や暴行等の「乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものについては、その行為の内容（例：利用児童に対するわいせつ行為があった）に係る情報のうち、児童の生命及び心身の安全確保の目的に照らして必要最小限度の情報 この情報提供の求めを効率的に行うことができるよう、第7の2の<u>厚生労働省</u>への報告については遺漏なく行うこと。なお、当該報告を受けて、<u>厚生労働省</u>が情報（名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等に限る。）を集約し、各都道府県が閲覧できることとするので活用されたいこと。（法第59条第7項参照） 事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表すること。また、都道府県が公表する情報は、利用者の施設選択に当たっても重要な情報であることから、地元市区町村に対し通知するとともに、

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
可能な限りその内容を公表するよう要請すること。（法第 59 条第 8 項及び第 9 項参照） （留意事項 29）上記のとおり事業停止命令又は施設閉鎖命令に係る情報は<u>こども家庭庁</u>において集約し各都道府県が閲覧できることとしているが、当該情報は各都道府県において公表済みの情報である一方で、事業者の個人情報を含むものであることから、業務上の必要がある者が業務上必要な場合に限り閲覧すること。業務上必要な場合とは、例えば、具体的に事業停止命令や施設閉鎖命令の発出を検討しており、法第 59 条第 7 項の規定に基づき他の都道府県に情報の提供を求めるために必要な場合や、新たに届出を受けた事業者について適切な指導監督を行うために必要な場合等が考えられるが、これらに該当する場合であっても、これらの業務に必要な範囲でのみ閲覧すること。 第 5 及び第 6 （略） 第 7 雑則 1 記録の整備 都道府県等は、認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備すること。 2 <u>こども家庭庁</u>への報告 第 3 の 3、第 4、第 5 の（2）又は第 5 の（3）の措置を講じた場合は、<u>こども家庭庁</u>に報告されたいこと。 （別添）認可外保育施設指導監督基準 （注） の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。 第 1 保育に従事する者の数及び資格 1 1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設 （1）保育に従事する者の数は、主たる開所時間である 11 時間（施設の開所時間が 11 時間を下回る場合にあつては、当該時間）については、<u>乳</u>	可能な限りその内容を公表するよう要請すること。（法第 59 条第 8 項及び第 9 項参照） （留意事項 29）上記のとおり事業停止命令又は施設閉鎖命令に係る情報は<u>厚生労働省</u>において集約し各都道府県が閲覧できることとしているが、当該情報は各都道府県において公表済みの情報である一方で、事業者の個人情報を含むものであることから、業務上の必要がある者が業務上必要な場合に限り閲覧すること。業務上必要な場合とは、例えば、具体的に事業停止命令や施設閉鎖命令の発出を検討しており、法第 59 条第 7 項の規定に基づき他の都道府県に情報の提供を求めるために必要な場合や、新たに届出を受けた事業者について適切な指導監督を行うために必要な場合等が考えられるが、これらに該当する場合であっても、これらの業務に必要な範囲でのみ閲覧すること。 第 5 及び第 6 （略） 第 7 雑則 1 記録の整備 都道府県等は、認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備すること。 2 <u>厚生労働省</u>への報告 第 3 の 3、第 4、第 5 の（2）又は第 5 の（3）の措置を講じた場合は、<u>厚生労働省</u>に報告されたいこと。 （別添）認可外保育施設指導監督基準 （注） の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。 第 1 保育に従事する者の数及び資格 1 1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設 （略） （1）保育に従事する者の数は、主たる開所時間である 11 時間（施設の開所時間が 11 時間を下回る場合にあつては、当該時間）については、<u>お</u>

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
<u>児概ね3人につき1人以上、1、2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳以上児概ね30人につき1人以上</u>であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。 また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。 ○ 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、<u>乳児概ね3人につき1人以上、1、2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳以上児概ね30人につき1人以上</u>の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。 ○ （削る。） ○ 児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているような施設については年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについて、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が施設ごとに基準日を判断することが可能である。 ○ 6人以上19人以下の施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があるが、必要最小限の時	<u>おむね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条第2項に定める数</u>以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。 また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。 ○ 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、<u>児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数</u>以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。 ○ <u>児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数、</u> <u>乳児</u> <u>乳児概ね3人につき保育に従事する者1人</u> <u>1、2歳児</u> <u>幼児概ね6人につき保育に従事する者1人</u> <u>3歳児</u> <u>幼児概ね20人につき保育に従事する者1人</u> <u>4歳以上児</u> <u>幼児概ね30人につき保育に従事する者1人</u> ○ <u>児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数に係る</u>児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているような施設については年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについて、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が施設ごとに基準日を判断することが可能である。 ○ 6人以上19人以下の施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があるが、必要最小限の時

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
間帯を判断するに当たっては、例えば睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面への配慮などを踏まえ、各施設の実態に応じて、個別に適切に判断される必要があること。 ○ 食事の世話など特に<u>児童一人一人に適切な援助が必要な</u>時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。 ○ 児童の数については、月極めの児童等の通常はおおむね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。 ○ ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。 短時間勤務の職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。 (2) (略) (3) 国家戦略特別区域法<u>第2条第1項に規定する</u>国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のアからウまでのいずれにも該当し、(2)の基準を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設については、(2)を適用しないことができる。 ア 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であること イ 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していること ウ 保育士の資格を有する者を1人以上配置していること 2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 (1) 保育することができる乳幼児の数 (略) (2) 保育に従事する者 ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第	間帯を判断するに当たっては、例えば睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面への配慮などを踏まえ、各施設の実態に応じて、個別に適切に判断される必要があること。 ○ 食事の世話など特に<u>児童に手がかかる</u>時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。 ○ 児童の数については、月極めの児童等の通常はおおむね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。 ○ ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。 短時間勤務の職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。 (3) 国家戦略特別区域法<u>第8条第7項の内閣総理大臣の認定を受けた</u>国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のアからウまでのいずれにも該当し、(2)の基準を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設については、(2)を適用しないことができる。 ア 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であること イ 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していること ウ 保育士の資格を有する者を1人以上配置していること 2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 (1) 保育することができる乳幼児の数 (略) (2) 保育に従事する者 ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち、1 人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。 イ 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者（複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から 1 年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。 ○ 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設又は同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）にあつては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設にあつては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。 ○ 「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）とは、居宅訪問型保育事業（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20 時間程度の講義と 1 日以上演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。 ○ （削る。）	12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち、1 人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。 イ 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者（複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から 1 年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。 ○ 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設又は同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）にあつては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設にあつては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。 ○ 「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）とは、居宅訪問型保育事業（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20 時間程度の講義と 1 日以上演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。 ○ 「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成 17 年 3 月 31 日雇児保発第 0331003 号通知）の第 1 の 1 のとおり、法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用している場合に限る。）におい

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
3 及び 4 （略） 第 2 ～第 6 （略） 第 7 健康管理・安全確保 (1) ～ (3) （略） (4) 職員の健康診断 ア、イ（略） ○ 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）により義務づけられていること。 ○ イについて、法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じ、必要に応じて本基準を適用すること。 (5) ～ (6) （略） (7) 乳幼児突然死症候群に対する注意 ア 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。 イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。 ○ 窒息リスクの除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝か	<u>て雇用される保育に従事する者（都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。）について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、本基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていることに留意すること。</u> 3 及び 4 （略） 第 2 ～第 6 （略） 第 7 健康管理・安全確保 (1) ～ (3) （略） (4) 職員の健康診断 ア、イ（略） ○ 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。 ○ イについて、法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じ、必要に応じて本基準を適用すること。 (5) ～ (6) （略） (7) 乳幼児突然死症候群に対する注意 ア 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。 イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。 ○ <u>仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるた</u>

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
<u>せることが重要であること。</u> ウ 保育室では禁煙を厳守すること。 (8) 安全確保 ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。 イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。 ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 エ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。 オ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。 カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。 <u>キ 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてカに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行うこと（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については適用しない）。</u> <u>ク</u> 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。 <u>ケ</u> 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。	<u>め、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。</u> ウ 保育室では禁煙を厳守すること。 (8) 安全確保 ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。 イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。 ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 エ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。 オ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。 カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。 <u>キ</u> 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。 <u>ク</u> 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
<u>コ</u> 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。 ○ 安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 ○ 事故報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（<u>令和 5 年 12 月 14 日こ成安第 142 号通知</u>）を参照すること。 ○ （削る。） <u>サ</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 <u>シ</u> 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。 ○ 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。 ○ 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。例えば、次のようなことに配慮することが必要であること。 ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を<u>すすめられている</u>場合以外は、<u>乳児の顔が見える</u>仰	と。 <u>ケ</u> 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。 ○ 安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 ○ 事故報告については、「<u>特定</u>教育・保育施設等における事故の報告等について」（<u>平成 29 年 11 月 10 日付け府子本第 912 号、29 初幼教第 11 号、子保発 1110 第 1 号、子子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号通知</u>）を参照すること。 ○ <u>児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備え、これを用いて力に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行うことが望ましいこと（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については適用しない。）。</u> <u>コ</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 <u>サ</u> 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。 ○ 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。 ○ 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。例えば、次のようなことに配慮することが必要であること。 ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を<u>勧められている</u>場合以外は、<u>仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡</u>

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えること。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にすること。 ・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。 ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施すること。 ○ 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。 ○ 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。 ○ 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。 ○ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。	眠環境を整えること。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にすること。 ・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。 ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施すること。 ○ 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。 ○ 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。 ○ 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。 ○ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。
第8 利用者への情報提供 (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供</u>しなければならないこと。 ○ 届出対象施設については、<u>以下の内容について掲示する（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書</u>	第8 利用者への情報提供 (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。 ○ 届出対象施設については、<u>以下の内容についての掲示が義務づけられている。（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とす</u>

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
<u>面等による提示などの方法が考えられる。）とともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが義務づけられている。公衆の閲覧に供する方法は、具体的には、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に掲載することとしている（児童福祉法施行規則第49条の5第1項）。</u> ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ・建物その他の設備の規模及び構造 （注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設に限る。） ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 （注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育提供可能時間） ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由（注：利用料の変更に<u>関し</u> <u>提示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することが適切</u>になされているか、保護者への説明がなされているかについて、指導助言を行うこと。） ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・設置者及び職員に対する研修の受講状況 （注：法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。） ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項	<u>る施設については、書面等による提示などの方法が考えられる。）</u> ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ・建物その他の設備の規模及び構造 （注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設に限る。） ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 （注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育提供可能時間） ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由（注：利用料の変更に<u>関し</u> <u>提示が適切</u>になされているか、保護者への説明がなされているかについて、指導助言を行うこと。） ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・設置者及び職員に対する研修の受講状況 （注：法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。） ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） ○ 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することもある。（様式14参照） (2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。 ○ 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面等交付が義務づけられている。<u>（法第59条の2の4）</u> ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・施設の名称及び所在地 ・施設の管理者の<u>氏名</u> ・当該利用者に対し提供するサービスの内容 ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 ○ あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。（様式15参照） (3) （略） 第9 備える帳簿等 （略）	・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） ○ 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することもある。（様式14参照） (2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。 ○ 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面等交付が義務づけられている。 ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・施設の名称及び所在地 ・施設の管理者の<u>氏名及び住所</u> ・当該利用者に対し提供するサービスの内容 ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 ○ あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。（様式15参照） (3) （略） 第9 備える帳簿等 （略）

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
標準様式 【注：以下様式 1 ～ 1 5 については、標準的な様式を示したものである。ただし、様式 1 及び様式 5 については、法第 6 条の 3 第 11 項の規定に基づく業務を目的とする施設の場合、標準的な様式として、それぞれ様式 1－2 <u>～3</u>，5－2 <u>～3</u> を示すものである。】	標準様式 【注：以下様式 1 ～ 1 5 については、標準的な様式を示したものである。ただし、様式 1 及び様式 5 については、法第 6 条の 3 第 11 項の規定に基づく業務を目的とする施設の場合、標準的な様式として、それぞれ様式 1－2，5－2 を示すものである。】

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
(様式 1 : 設置届出書) (第 5 9 条の 2) 認可外保育施設設置届 令和 年 月 日 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市長 殿 住 所 氏 名 (又は名称) 代表者 認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第 59 条の 2 の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。	(様式 1 : 設置届出書) (第 5 9 条の 2) 認可外保育施設設置届 令和 年 月 日 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市長 殿 住 所 氏 名 (又は名称) 代表者 認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第 59 条の 2 の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

令和6年度（第1次改正後）

（別紙（ただし、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。））

令和 年 月 日現在

① 施設 の 名 称											
② 施設 の 所 在 地	〒					Tel					
	最寄り駅		線		駅	バス		分			
						徒歩		分			
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体										
④ 設 置 者 名											
⑤ 設 置 者 住 所	〒										
	Tel							メールアドレス			
⑥ 代 表 者 名	(氏名)				(職名)						
⑦ 管 理 者 名	(氏名)				(職名)						
⑧ 管 理 者 住 所	〒										
	Tel							メールアドレス			
⑨ 事業開始年月日	年 月 日										
⑩ 系 列 施 設	有（系列施設数 箇所〔直営店・F C〕うち都道府県内 箇所）									無	
⑪ 施設・設備	専用設備	乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所									
	室 名	保育室等		乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室					
		室 数	室	室	室	室					
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²					
	室 名	調理室	医務室	便 所	その他	合 計					
		室 数	室	室	室	m ²	m ²				
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²					
	便器	個									
	屋外遊戯場（園庭）	有（ m ² ）	無	無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所					有・無		
	建物の構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	れん瓦造	建物の		階				
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他（ ）										
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他										
⑫ 開 所 時 間	通常開所時間		時間外開所時間			備 考					
平 日	:	～	:	:	～	:					
土曜日	:	～	:	:	～	:					
日・祝日	:	～	:	:	～	:					

⑬～⑳ （略）

令和5年度

（別紙（ただし、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。））

令和 年 月 日現在

① 施設 の 名 称											
② 施設 の 所 在 地	〒					Tel					
	最寄り駅		線		駅	バス		分			
						徒歩		分			
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体										
④ 設 置 者 名											
⑤ 設 置 者 住 所	〒										
	Tel							メールアドレス			
⑥ 代 表 者 名	(氏名)				(職名)						
⑦ 管 理 者 名	(氏名)				(職名)						
⑧ 管 理 者 住 所	〒										
	Tel							メールアドレス			
⑨ 事業開始年月日	年 月 日										
⑩ 系 列 施 設	有（系列施設数 箇所〔直営店・F C〕うち都道府県内 箇所）									無	
⑪ 施設・設備	専用設備	乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所									
	室 名	保育室等		乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室					
		室 数	室	室	室	室					
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²					
	室 名	調理室	医務室	便 所	その他	合 計					
		室 数	室	室	室	m ²	m ²				
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²					
	便器	個									
	屋外遊戯場（園庭）	有（ m ² ）	無	無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所					有・無		
	建物の構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	れん瓦造	建物の		階				
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他（ ）										
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他										
⑫ 開 所 時 間	通常開所時間		時間外開所時間			備 考					
平 日	:	～	:	:	～	:					
土曜日	:	～	:	:	～	:					
日・祝祭日	:	～	:	:	～	:					

⑬～⑳ （略）

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
(様式 1－2：設置届出書)（第 59 条の 2） 認可外保育施設設置届 令和 年 月 日 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市長 殿 住 所 氏 名（又は名称） 代表者 認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第 59 条の 2 の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。	(様式 1－2：設置届出書)（第 59 条の 2） 認可外保育施設設置届 令和 年 月 日 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市長 殿 住 所 氏 名（又は名称） 代表者 認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第 59 条の 2 の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

令和6年度（第1次改正後）

（別紙：法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用）（事業者）

令和 年 月 日現在

①事業所の名称										
②事業所の所在地	〒					Tel				
	最寄り駅	線			駅	バス 徒歩	分 分			
③設置主体	株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体 その他（ ）									
④設置者名										
⑤設置者住所	〒									
	Tel					メール アドレス				
⑥代表者名	(氏名)					(職名)				
⑦管理者名	(氏名)					(職名)				
⑧管理者住所	〒									
	Tel					メール アドレス				
⑨事業開始年月日	年 月 日									
⑩系列事業所	有（系列事業所数 箇所〔直営店・F C〕うち都道府県内 箇所）									無
⑪保育提供可能時間	通常保育提供可能時間 時間外保育提供可能時間 備考									
平日	: ~ : : ~ :									
土曜日	: ~ : : ~ :									
日・祝日	: ~ : : ~ :									
⑫提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ・定期契約 (" 歳 ~ 歳) ・一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。 ・24時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・() (" 歳 ~ 歳)									
⑬利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他 () 設定なし									

⑭-1～⑳ (略)

令和5年度

（別紙：法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用）

令和 年 月 日現在

①事業所の名称										
②事業所の所在地	〒					Tel				
	最寄り駅	線			駅	バス 徒歩	分 分			
③設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体									
④設置者名	—									
⑤設置者住所	〒									
	Tel					メール アドレス				
⑥代表者名	(氏名)					(職名)				
⑦管理者名	(氏名)					(職名)				
⑧管理者住所	〒									
	Tel					メール アドレス				
⑨事業開始年月日	年 月 日									
⑩系列施設	有（系列施設数 箇所〔直営店・F C〕うち都道府県内 箇所）									無
⑪保育提供可能時間	通常保育提供可能時間 時間外保育提供可能時間 備考									
平日	: ~ : : ~ :									
土曜日	: ~ : : ~ :									
日・祝祭日	: ~ : : ~ :									
⑫提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ・定期契約 (" 歳 ~ 歳) ・一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。 ・24時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・() (" 歳 ~ 歳)									
⑬利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他 () 設定なし									

⑭-1～⑳ (略)

令和6年度（第1次改正後）

令和5年度

㉔ 事業所に在籍している保育従事者数 人

注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。

(内訳) ・保育士 人

・看護師・准看護師 人

・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者 人

・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者 人

・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者 人

・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 人

(研修名： 人

・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 人

(うち、採用した日から1年を超えていない者 人)

資格取得または研修受講予定日 年 月

㉔ 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等： 年 月 参加者数 名）	無
	（研修名等： 年 月 参加者数 名）	
	（研修名等： 年 月 参加者数 名）	

* 複数の保育に従事する者を雇用しているもの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第1の2㉔イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

㉔ <u>子どもの預かりサービスのマッチングサイトへの登録状況</u>	<u>マッチングサイトへの登録</u> 有 ・ 無		
	<u>→登録がある場合、マッチングサイト名およびURL</u>		
	<u>サイト名</u>	<u>URL</u>	
	<u>サイト名</u>	<u>URL</u>	

㉔ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容)
		事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)

- (添付書類)
- （利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類
 - 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
 - 認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
 - マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

㉔ 事業所に在籍している保育従事者数 人

注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。

(内訳) ・保育士 人

・看護師・准看護師 人

・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者 人

・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者 人

・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者 人

・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 人

(研修名： 人

・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 人

(うち、採用した日から1年を超えていない者 人)

㉔ 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等： 年 月 参加者数 名）	無
	（研修名等： 年 月 参加者数 名）	
	（研修名等： 年 月 参加者数 名）	

* 複数の保育に従事する者を雇用しているもの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第1の2㉔イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

㉔ <u>子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL</u>	
-----------------------------------	--

㉔ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容)
		事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)

- (添付書類)
- （利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類
 - 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
 - 認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
 - マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

令和6年度（第1次改正後）

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- ・NPO法人…特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人…上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
- ・その他…上記以外の場合、具体的に記載してください。

- 【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑩】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する都道府県内にある系列事業所数を内数として記入してください。
- 【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。
- 【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。
- ＜月極契約＞
利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供す
- ＜定期契約＞
利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）
- ＜一時預かり＞
利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。
- ＜夜間保育＞
午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。
- ＜24時間保育＞
24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。
- 【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。
- 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【⑭-1】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。
- 【⑯】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。「学童」は届出年月日の前日にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。
- 【⑰】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。
- 【⑱】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。
- 【⑲】 届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【⑳】～【㉔】（略）

令和5年度

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- ・NPO法人…特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人…上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

- 【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑩】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する都道府県内にある系列事業所数を内数として記入してください。
- 【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。
- 【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。
- ＜月極契約＞
利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供す
- ＜定期契約＞
利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）
- ＜一時預かり＞
利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。
- ＜夜間保育＞
午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。
- ＜24時間保育＞
24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。
- 【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。
- 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【⑭-1】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。
- 【⑯】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。「学童」は届出年月日の前日にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。
- 【⑰】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。
- 【⑱】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。
- 【⑲】 届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【⑳】～【㉔】（略）

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
(様式 1－3：設置届出書)（第 59 条の 2） <u>認可外保育施設設置届</u> 令和 年 月 日 都道府県知事 指定都市市長 <u>中核市市長</u> 殿 児童相談所設置市市長 住 所 氏 名（又は名称） 代表者 <u>認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第 59 条の 2 の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。</u>	(新規)

令和6年度（第1次改正後）										令和5年度									
(別紙：法第6条の3第1項の規定による業務を目的とする施設用)（個人） 令和 年 月 日現在																			
①事業所の名称		〒										Tel							
②事業所の所在地														(「ここdeサーチ」へ電話番号掲載希望 ☐)					
		最寄り駅				線				駅		バス		分		徒歩		分	
③設置者名 (管理者名)		※②事業所の所在地と同様の場合は記載不要 〒																	
④設置者住所		Tel メールアドレス																	
⑤事業開始年月日		年 月 日																	
⑥保育提供可能時間		通常保育提供可能時間 時間外保育提供可能時間 備考																	
平日		: ~ :																	
土曜日		: ~ :																	
日・祝日		: ~ :																	
⑦提供するサービス内容		※1) ①歳児の場合は、月齢まで記入すること ・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ・定期契約 (〃 歳 ~ 歳) ・一時預かり (〃 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (〃 歳 ~ 歳) ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること ・24時間保育 (〃 歳 ~ 歳) ・ () (〃 歳 ~ 歳)																	

(新規)

令和6年度（第1次改正後）

令和5年度

⑧-1 利用料 金	利用形態 年齢	月極額 (円)	定期契約 単位(時間)	一時預かり 単位(時間)	() 単位()	その他
	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	・交通費 円
	4歳児	円	円	円	円	() 円
	5歳児	円	円	円	円	() 円
	6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	() 円

⑧-2 利用料 金		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	会員 (入会し常態的に利用する者)	円	円	円	円
単位 (時間)	非会員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円

⑨届出年月日の前日において保育している児童の人数 (令和 年 月 日現在)									
年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
保 育 提 供 時 間									
2時間以下									
2時間～4時間以下									
4時間～6時間以下									
6時間～8時間以下									
8時間～									
計									

令和6年度（第1次改正後）

令和5年度

⑩ 保険 加入 状況	加 入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）
	※保険契約書 別添	保 險 事 故 （内 容）	
	未加入	保 險 金 額	
⑪提携医療機関		機 関 名	
		所 在 地	
		電話番号	
		提携内容	

⑫ 保有する資格等（該当するものにチェックを入れること）

（内訳） ☐ 保育士
☐ 看護師・准看護師
☐ 居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者
☐ 子育て支援員研修（地域保育コース）修了者
☐ 家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者
☐ （公社）全国保育サービス協会 認定ベビーシッター
☐ 基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして
取り扱うものを含む。）を修了した者
（研修名：
☐ 保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修
了していない者（資格取得または研修受講予定日 年 月）

研修等の受講状況（該 当するものにチェック ⑬を入れ、直近5年間の 受講時期を記載するこ と）	研修名		受講時期		受講 無し ☐
			年	月	
		居宅訪問型保育基礎研修	年	月	
		子育て支援員研修（地域保育コース）	年	月	
		家庭的保育基礎研修	年	月	
		（公社）全国保育サービス協会	年	月	
		ベビーシッター養成研修及び現任研修 その他（ ）	年	月	

⑭ 子どもの預かりサー ビスのマッチングサイト への登録状況	マッチングサイトへの登録 有 ・ 無			
	→登録がある場合、マッチングサイト名およびURL			
	サイト名		URL	
	サイト名		URL	
⑮ 設置者が過去に事業停 止命令又は施設閉鎖命 令を受けたか否かの別 （受けたことがある場 合には、その命令の内 容を含む。）	有 ・ 無	（有の場合、その命令の内容） 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 （ ）： 年 月 日		

- （添付書類）
- （利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類
 - 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
 - 認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
 - マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
記載上の注意 【①】 <u>居宅訪問型保育を行う者の氏名または名称を記入してください。</u> <u>居宅訪問型保育を行う者の居住地の住所・電話番号（ご連絡先）を記入してください。</u> 【②】 <u>（※個人の場合、「ここdeサーチ」に掲載されるのは市町村名までです。電話番号について「ここdeサーチ」に掲載を希望する場合は✓を入れてください。）</u> 【③】 <u>設置者名（管理者名）を記入してください。①と同一の場合も記載をしてください。</u> 【④】 <u>②事業所の名称と同じ場合は記入不要です。</u> 【⑤】 <u>事業を開始した年月日を記入してください。</u> <u>24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。</u> 【⑦】 <u>各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。</u> <u><月極契約></u> <u>利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するものの</u> <u><定期契約></u> <u>利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）</u> <u><一時預かり></u> <u>利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。</u> <u><夜間保育></u> <u>午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。</u> <u><24時間保育></u> <u>24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。</u> <u>利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。</u> 【⑧-2】 <u>利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。</u> 【⑨】 <u>届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。「学童」は届出年月日の前日にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。</u> 【⑩】 <u>保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。</u> 【⑪】 <u>（提携している場合は）提携医療機関について、具体的な提携内容を記入してください。</u> <u>保育に従事する職員の資格取得日並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了年月について記入してください。なお、無資格又は研修未受講の場合は、資格取得又は研修受講の予定月について記入してください。</u> 【⑬】 <u>研修等の直近5年間の参加状況について記入してください。</u> <u>子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。</u> 【⑮】 <u>事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限りします。</u>	

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
(様式2：事前指導) 保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ 1 認可外保育施設について 保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事（指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長を含む。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。 2 設置後の届出について 児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事に対する届出が義務付けられています。都道府県が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。（児童福祉法第59条の2） なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の5） （注）以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。 ① 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。） ② 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。） ③ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり ④ 半年を限度として臨時に設置される施設 ⑤ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専任の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。） 3 サービス内容の揭示等について 認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の揭示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付を行わなければならない。（児童福祉法第59条の2の2～4）	(様式2：事前指導) 保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ 1 認可外保育施設について 保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事（指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長を含む。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。 2 設置後の届出について 児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事に対する届出が義務付けられています。都道府県が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。（児童福祉法第59条の2） なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の4） （注）以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。 ① 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。） ② 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。） ③ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり ④ 一時預かり事業を行う施設 ⑤ 病児保育事業を行う施設 ⑥ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児 ⑦ 半年を限度として臨時に設置される施設 ⑧ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専任の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。） 3 サービス内容の揭示等について 認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の揭示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
(1) サービス内容の掲示（児童福祉法第59条の2の2） 利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示 <u>及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することが必要です。</u> （掲示内容） ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ・建物その他の設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 ・提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・設置者及び職員に対する研修の受講状況（法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。） ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） (2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3） 利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。 (3) 契約時の書面等交付（児童福祉法第59条の2の4） 利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面等を交付することが必要です。 （書面等交付内容） ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・施設の名称及び所在地 ・施設の管理者の氏名 ・当該利用者に対し提供するサービスの内容 ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2～4） (1) サービス内容の掲示（児童福祉法第59条の2の2） 利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示することが必要です。 （掲示内容） ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ・建物その他の設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 ・提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・設置者及び職員に対する研修の受講状況（法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。） ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） (2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3） 利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。 (3) 契約時の書面等交付（児童福祉法第59条の2の4） 利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面等を交付することが必要です。 （書面等交付内容） ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・施設の名称及び所在地

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 4 設備・運営等に係る基準 児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。 5 都道府県知事の行う指導監督の趣旨 都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。 6 法的根拠 認可外保育施設（届出対象外施設を含む。）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項） この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第2項第6号） 7 具体的な指導監督の内容 上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項） また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4） 8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。 この文書の照会先 ・ ・ ・ ・ ・	・施設の管理者の氏名及び住所 ・当該利用者に対し提供するサービスの内容 ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 4 設備・運営等に係る基準 児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。 5 都道府県知事の行う指導監督の趣旨 都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。 6 法的根拠 認可外保育施設（届出対象外施設を含む。）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項） この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第7号） 7 具体的な指導監督の内容 上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項） また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4） 8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。 この文書の照会先 ・ ・ ・ ・ ・

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
(様式3：届出指導) 番 号 日 付 (施設設置者) 殿 〇〇〇〇 保育施設の設置に係る届け出について 貴殿の設置する〇〇〇については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に基づき、別紙により当職あて 年 月 日までに設置開設に係る届け出をする必要がありますので通知致します。 なお、 年 月 日までに届け出がなされない場合若しくは届出事項に虚偽があった場合は、過料事件として管轄する裁判所に通知させていただくことをあらかじめ申し添えます。 (参考) 児童福祉法 第59条の2第1項 第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)であって第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から1月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。 一 施設の名称及び所在地 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 三 建物その他の設備の規模及び構造 四 事業を開始した年月日 五 施設の管理者の氏名及び住所 六 その他厚生労働省令で定める事項 第62条の5 第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。 この文書の照会先及び届出書の提出先 	(様式3：届出指導) 番 号 日 付 (施設設置者) 殿 〇〇〇〇 保育施設の設置に係る届け出について 貴殿の設置する〇〇〇については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に基づき、別紙により当職あて 年 月 日までに設置開設に係る届け出をする必要がありますので通知致します。 なお、 年 月 日までに届け出がなされない場合若しくは届出事項に虚偽があった場合は、過料事件として管轄する裁判所に通知させていただくことをあらかじめ申し添えます。 (参考) 児童福祉法 第59条の2第1項 第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)であって第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から1月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。 一 施設の名称及び所在地 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 三 建物その他の設備の規模及び構造 四 事業を開始した年月日 五 施設の管理者の氏名及び住所 六 その他厚生労働省令で定める事項 第62条の4 第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。 この文書の照会先及び届出書の提出先

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
(様式4：過料事件通知書) 番 日 号 付 (管轄の裁判所)宛 〇〇〇〇 過料事件通知書 下記の者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に違反しており、法第62条の5に基づき、50万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知致します。 記 1. 施設の名称及び所在地 2. 違反者（施設の設置者）氏名及び現住所 3. 事件の概要 (例) ・ 当該施設は〇年〇月〇日に設置開設が確認され、法第59条の2に定める届出対象施設に該当していることが判明したため、都道府県知事に対して所要の届け出をするよう指導したが、同条に定める期限までに届け出がされなかった。 4. 添付書類 ・ 当該施設に対する届出指導通知の写し ・ 当該施設に対する立入調査調書（被通知人の弁解内容を含む） ・ 当該施設の宣伝広告、入園案内等 ・ 当該施設の登記簿謄本の写し ・ 違反者の住民票の写し ・ その他証拠となる書類	(様式4：過料事件通知書) 番 日 号 付 (管轄の裁判所)宛 〇〇〇〇 過料事件通知書 下記の者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に違反しており、法第62条の4に基づき、50万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知致します。 記 1. 施設の名称及び所在地 2. 違反者（施設の設置者）氏名及び現住所 3. 事件の概要 (例) ・ 当該施設は〇年〇月〇日に設置開設が確認され、法第59条の2に定める届出対象施設に該当していることが判明したため、都道府県知事に対して所要の届け出をするよう指導したが、同条に定める期限までに届け出がされなかった。 4. 添付書類 ・ 当該施設に対する届出指導通知の写し ・ 当該施設に対する立入調査調書（被通知人の弁解内容を含む） ・ 当該施設の宣伝広告、入園案内等 ・ 当該施設の登記簿謄本の写し ・ 違反者の住民票の写し ・ その他証拠となる書類

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
（様式 5：報告徴収（ただし、法第 6 条の 3 第 11 項の規定による業務を目的とする施設を除く。）） 番 号 日 付 （施設設置者・管理者） 殿 〇〇〇〇 運営状況について（照会） 貴殿の設置（管理）する〇〇〇について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項及び第 59 条の 2 の 5 の規定に基づき、別紙により当職あて 月 日までご報告ください。 なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第 62 条第 2 項第 6 号の規定により、罰則が適用される場合があります。 また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。 （1）責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合（死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等） （2）当該施設に 24 時間、かつ、週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいる場合 おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。 （参考） 保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について 1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨 児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。	（様式 5：報告徴収（ただし、法第 6 条の 3 第 11 項の規定による業務を目的とする施設を除く。）） 番 号 日 付 （施設設置者・管理者） 殿 〇〇〇〇 運営状況について（照会） 貴殿の設置（管理）する〇〇〇について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項及び第 59 条の 2 の 5 の規定に基づき、別紙により当職あて 月 日までご報告ください。 なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第 62 条第 7 号の規定により、罰則が適用される場合があります。 また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。 （1）責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合（死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等） （2）当該施設に 24 時間、かつ、週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいる場合 おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。 （参考） 保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について 1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨 児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
2 法的根拠 保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5） この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第2項第6号） 3 具体的な指導監督の内容 上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項） また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4） 4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。 なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、それに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。 この文書の照会先 名宛人の記入例 ○設置者・管理者が法人である場合 （株）□□□ 代表者 △△ △△ 殿 ○設置者・管理者が個人である場合 ◎◎ ◎◎ 殿	2 法的根拠 保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5） この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第7号） 3 具体的な指導監督の内容 上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項） また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4） 4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。 なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、それに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。 この文書の照会先 名宛人の記入例 ○設置者・管理者が法人である場合 （株）□□□ 代表者 △△ △△ 殿 ○設置者・管理者が個人である場合 ◎◎ ◎◎ 殿

令和6年度（第1次改正後）

運営状況報告

令和 年 月 日現在

① 施設 の 名 称										
② 施設 の 所 在 地	〒					Tel				
	最寄り駅		線		駅	バス		分		
						徒歩		分		
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体									
④ 設 置 者 名										
⑤ 設 置 者 住 所	〒									
	Tel							メールアドレス		
⑥ 代 表 者 名	(氏名)				(職名)					
⑦ 管 理 者 名	(氏名)				(職名)					
⑧ 管 理 者 住 所	〒									
	Tel							メールアドレス		
⑨ 事 業 開 始 年 月 日	年 月 日									
⑩ 系 列 施 設	有 (系列施設数 か所〔直営店・F C〕うち都道府県内 か所)									無
⑪ 開 所 時 間	通常開所時間		時間外開所時間		備 考					
平日	:	~	:	:	:	~	:			
土曜日	:	~	:	:	:	~	:			
日・祝日	:	~	:	:	:	~	:			
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ・定期契約 (" 歳 ~ 歳) ・一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。 ・24時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・() (" 歳 ~ 歳)									
⑬ 利用料金設定状況	月単位	週単位	日単位	時間単位	日中・夜間別					
	所得別	その他 (	) 設定なし							

⑭～⑭ (略)

令和5年度

運営状況報告

令和 年 月 日現在

① 施設 の 名 称										
② 施設 の 所 在 地	〒					Tel				
	最寄り駅		線		駅	バス		分		
						徒歩		分		
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体									
④ 設 置 者 名										
⑤ 設 置 者 住 所	〒									
	Tel							メールアドレス		
⑥ 代 表 者 名	(氏名)				(職名)					
⑦ 管 理 者 名	(氏名)				(職名)					
⑧ 管 理 者 住 所	〒									
	Tel							メールアドレス		
⑨ 事 業 開 始 年 月 日	年 月 日									
⑩ 系 列 施 設	有 (系列施設数 か所〔直営店・F C〕うち都道府県内 か所)									無
⑪ 開 所 時 間	通常開所時間		時間外開所時間		備 考					
平日	:	~	:	:	:	~	:			
土曜日	:	~	:	:	:	~	:			
日・祝祭日	:	~	:	:	:	~	:			
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ・定期契約 (" 歳 ~ 歳) ・一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。 ・24時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・() (" 歳 ~ 歳)									
⑬ 利用料金設定状況	月単位	週単位	日単位	時間単位	日中・夜間別					
	所得別	その他 (	) 設定なし							

⑭～⑭ (略)

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
(様式5－2：報告徴収) 番号付 (施設設置者・管理者) 殿 〇〇〇〇 運営状況について（照会） 貴殿の設置（管理）する〇〇〇について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項及び第59条の2の5の規定に基づき、別紙により当職あて月日までご報告ください。 なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第62条第2項第6号の規定により、罰則が適用される場合があります。 また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。 （1）責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合（死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等） （2）当該施設に24時間、かつ、週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合 おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。 (参考) 保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について 1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨 児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。	(様式5－2：報告徴収) 番号付 (施設設置者・管理者) 殿 〇〇〇〇 運営状況について（照会） 貴殿の設置（管理）する〇〇〇について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項及び第59条の2の5の規定に基づき、別紙により当職あて月日までご報告ください。 なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第62条第7号の規定により、罰則が適用される場合があります。 また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。 （1）責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合（死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等） （2）当該施設に24時間、かつ、週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合 おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。 (参考) 保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について 1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨 児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
2 法的根拠 保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5） この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第2項第6号） 3 具体的な指導監督の内容 上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項） また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4） 4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。 なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、それに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。 この文書の照会先 名宛人の記入例 ○設置者・管理者が法人である場合 （株）□□□ 代表者 △△ △△ 殿 ○設置者・管理者が個人である場合 ◎◎ ◎◎ 殿	2 法的根拠 保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5） この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第7号） 3 具体的な指導監督の内容 上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項） また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4） 4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。 なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、それに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。 この文書の照会先 名宛人の記入例 ○設置者・管理者が法人である場合 （株）□□□ 代表者 △△ △△ 殿 ○設置者・管理者が個人である場合 ◎◎ ◎◎ 殿

令和6年度（第1次改正後）

運営状況報告

○法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用（事業者） 令和 年 月 日現在

① 事業所の名称					
② 事業所の所在地	〒		Tel		
	最寄り駅		線	駅	バス 徒歩
③ 設置主体	株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体 その他（ ）				
④ 設置者名					
⑤ 設置者住所	〒				
	Tel			メールアドレス	
⑥ 代表者名	(氏名)		(職名)		
⑦ 管理者名	(氏名)		(職名)		
⑧ 管理者住所	〒				
	Tel			メールアドレス	
⑨ 事業開始年月日	年 月 日				
⑩ 系列事業所	有（系列事業所数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所）				無
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間 時間外保育提供可能時間 備考				
平日	: ~ : : ~ :				
土曜日	: ~ : : ~ :				
日・祝日	: ~ : : ~ :				
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ※1 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ・定期契約 (" 歳 ~ 歳) ・一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ※2 サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。 ・24時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・() (" 歳 ~ 歳)				
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他 () 設定なし				

⑭-1～⑰ (略)

令和5年度

運営状況報告

○法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用 令和 年 月 日現在

① 事業所の名称					
② 事業所の所在地	〒		Tel		
	最寄り駅		線	駅	バス 徒歩
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体				
④ 設置者名					
⑤ 設置者住所	〒				
	Tel			メールアドレス	
⑥ 代表者名	(氏名)		(職名)		
⑦ 管理者名	(氏名)		(職名)		
⑧ 管理者住所	〒				
	Tel			メールアドレス	
⑨ 事業開始年月日	年 月 日				
⑩ 系列施設	有（系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所）				無
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間 時間外保育提供可能時間 備考				
平日	: ~ : : ~ :				
土曜日	: ~ : : ~ :				
日・祝祭日	: ~ : : ~ :				
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ※1 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ・定期契約 (" 歳 ~ 歳) ・一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ※2 サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。 ・24時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・() (" 歳 ~ 歳)				
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他 () 設定なし				

⑭-1～⑰ (略)

令和6年度（第1次改正後）

令和5年度

㉔ 事業所に在籍している保育従事者数 人

注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。

(内訳) ・保育士 人

・看護師・准看護師 人

・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者 人

・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者 人

・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者 人

・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 人

・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 人

（うち、採用した日から1年を超えていない者 人）

無資格または研修未受講の理由（ ）

* 複数の保育に従事する者を雇用しているものの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第1の2②イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

㉑ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）	
	※保険契約書別添	保険事故（内容）		
	未加入	保険金額		
㉒ 提携医療機関	提携医療機関	機関名		
		所在地		
		電話番号		
		提携内容		
㉓ 保育の計画策定		有（年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標）		無
㉔ 職員の研修等の参加状況		参加（研修名等： 年 月 参加者数（名） （研修名等： 年 月 参加者数（名） （研修名等： 年 月 参加者数（名）		無

㉕ 研修の実施状況		保育従事者の質の向上を図る研修を定期的 to 実施（ 年 回 ）		未実施	
㉖ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的 to 実施している（ 年 回 ）				有 無
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している				有 無
	消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている				有 無
㉗ 保護者との連絡状況		連絡帳の作成 緊急連絡表の作成 その他（ ）		有 無 有 無 有 無	
㉘ 保護者及び利用希望者の事前の面接		実施 未実施			
㉙ 利用開始時の健康状態観察		有（体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他） 無			
㉚ 利用開始時の個別検査		有（服装 外傷 清潔 他） 無			
㉛ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出 母子健康手帳で確認		未実施	
	利用開始後	診断書の提出 母子健康手帳で確認 回／年		未実施	

㉔ 事業所に在籍している保育従事者数 人

注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。

(内訳) ・保育士 人

・看護師・准看護師 人

・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者 人

・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者 人

・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者 人

・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 人

・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 人

（うち、採用した日から1年を超えていない者 人）

* 複数の保育に従事する者を雇用しているものの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第1の2②イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

㉑ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）	
	※保険契約書別添	保険事故（内容）		
	未加入	保険金額		
㉒ 提携医療機関	提携医療機関	機関名		
		所在地		
		電話番号		
		提携内容		
㉓ 保育計画の策定		有（年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標）		無
㉔ 職員の研修等の参加状況		参加（研修名等： 年 月 参加者数（名） （研修名等： 年 月 参加者数（名） （研修名等： 年 月 参加者数（名）		無

㉕ 研修の実施状況		保育従事者の質の向上を図る研修を定期的 to 実施（ 年 回 ）		未実施	
㉖ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的 to 実施している（ 年 回 ）				有 無
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している				有 無
	消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている				有 無
㉗ 保護者との連絡状況		連絡帳の作成 緊急連絡表の作成 その他（ ）		有 無 有 無 有 無	
㉘ 保護者及び利用希望者の事前の面接		実施 未実施			
㉙ 利用開始時の健康状態観察		有（体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他） 無			
㉚ 利用開始時の個別検査		有（服装 外傷 清潔 他） 無			
㉛ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出 母子健康手帳で確認		未実施	
	利用開始後	診断書の提出 母子健康手帳で確認 回／年		未実施	

令和6年度（第1次改正後）

㉔ ケガや病気の時の措置		保護者への連絡 医療機関への受診 その他（ ）			
㉕ 職員の健康診断	採用時	実施（事業所で実施 診断書の提出 その他）			未実施
	採用後	実施（事業所で実施 診断書の提出 その他）			未実施
㉖ 検便		実施（毎月 隔月 回／年）			未実施
㉗ 乳幼児突然死症候群に対する注意		睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察 仰向け寝 禁煙の厳守			実施 実施 実施 未実施 未実施 未実施

㉘ 安全確保
(実際に安全対策のために
行っている内容を記載すること)

安全対策

事故防止

緊急対策

㉙ 利用者等への情報提供	サービス内容等の揭示		実施	未実施
	利用者への契約時の書面交付		実施	未実施
	利用予定者への契約内容等の説明		実施	未実施
㉚ 児童票の作成状況	有（家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録）			無
㉛ 帳簿の作成、整備状況	職員名簿（履歴書） 有 無		児童利用状況表 有 無	
	資格証明書 有 無			
	職員の雇用等状況がわかる書類 (雇用通知書、賃金台帳等)		有 無	
㉜ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトへの登録状況	マッチングサイトへの登録 有 ・ 無			
	→登録がある場合、マッチングサイト名およびURL			
	サイト名		URL	
	サイト名		URL	
㉝ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 有 ・ 無 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)			

（添付書類）
1 （利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類
2 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
3 認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
5 パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

令和5年度

㉔ ケガや病気の時の措置		保護者への連絡 医療機関への受診 その他（ ）			
㉕ 職員の健康診断	採用時	実施（事業所で実施 診断書の提出 その他）			未実施
	採用後	実施（事業所で実施 診断書の提出 その他）			未実施
㉖ 検便		実施（毎月 隔月 回／年）			未実施
㉗ 乳幼児突然死症候群に対する注意		睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察 仰向け寝 禁煙の厳守			実施 実施 実施 未実施 未実施 未実施

㉘ 安全確保

○安全対策 適 不適

実施内容（ ）

○事故防止 適 不適

実施内容（ ）

○緊急時の対策 適 不適

実施内容（ ）

㉙ 利用者等への情報提供	サービス内容等の揭示		実施	未実施
	利用者への契約時の書面交付		実施	未実施
	利用予定者への契約内容等の説明		実施	未実施
㉚ 児童票の作成状況	有（家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録）			無
㉛ 帳簿の作成、整備状況	職員名簿（履歴書） 有 無		児童利用状況表 有 無	
	資格証明書 有 無			
	職員の雇用等状況がわかる書類 (雇用通知書、賃金台帳等)		有 無	
㉜ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL				
㉝ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)		

（添付書類）
1 （利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類
2 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
3 認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
5 パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

記載上の注意（略）

記載上の注意（略）

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
<u>（様式 5－3：報告徴収）</u> 番 号 日 付 <u>（施設設置者・管理者） 殿</u> ○○○○ <u>運営状況について（照会）</u> <u>貴殿の設置（管理）する○○○について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項及び第 59 条の 2 の 5 の規定に基づき、別紙により当職あて 月 日までご報告ください。</u> <u>なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第 62 条第 2 項第 6 号の規定により、罰則が適用される場合があります。</u> <u>また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。</u> <u>（1）責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合（死亡事案、重傷事案、食中毒事案等）</u> <u>（2）当該施設に 24 時間、かつ、週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいる場合</u> <u>おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。</u> <u>（参考）</u> <u>保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について</u> <u>1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨</u> <u>児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。</u>	（新規）

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
<u>2 法的根拠</u> <u>保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5）</u> <u>この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第2項第6号）</u> <u>3 具体的な指導監督の内容</u> <u>上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項）</u> <u>また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4）</u> <u>4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。</u> <u>なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、それに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。</u> <u>この文書の照会先</u> <u>名宛人の記入例</u> <u>○設置者・管理者が法人である場合</u> <u>（株）□□□ 代表者 △△ △△ 殿</u> <u>○設置者・管理者が個人である場合</u> <u>◎◎ ◎◎ 殿</u>	

令和6年度（第1次改正後）		令和5年度																																																																		
運営状況報告 ○法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用（個人） 令和 年 月 日現在 <table><tr><td>①事業所の名称</td><td colspan="3">〒</td><td colspan="2">Tel</td></tr><tr><td>②事業所の所在地</td><td colspan="3">最寄り駅</td><td>線</td><td>駅</td></tr><tr><td>③設置者名 （管理者名）</td><td colspan="5">※②事業所の所在地と同様の場合は記載不要 〒</td></tr><tr><td>④設置者住所</td><td colspan="3">Tel</td><td>メール アドレス</td><td></td></tr><tr><td>⑤事業開始年月日</td><td colspan="5">年 月 日</td></tr><tr><td>⑥保育提供可能時間</td><td colspan="5">通常保育提供可能時間 時間外保育提供可能時間 備考</td></tr><tr><td>平日</td><td colspan="5">: ~ : : ~ :</td></tr><tr><td>土曜日</td><td colspan="5">: ~ : : ~ :</td></tr><tr><td>日・祝日</td><td colspan="5">: ~ : : ~ :</td></tr><tr><td>⑦提供する サービス内容</td><td colspan="5">※1) 〇歳界の場合は、 月齢まで記入する こと。 ・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ・定期契約 (〃 歳 ~ 歳) ・一時預かり (〃 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (〃 歳 ~ 歳) ・24時間保育 (〃 歳 ~ 歳) ・ () (〃 歳 ~ 歳) ※2) サービスの内容 は、「記載上の注 意」により分類す ること。</td></tr><tr><td>⑧利用料金設定状況</td><td colspan="5">月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他 () 設定なし</td></tr></table>		①事業所の名称	〒			Tel		②事業所の所在地	最寄り駅			線	駅	③設置者名 （管理者名）	※②事業所の所在地と同様の場合は記載不要 〒					④設置者住所	Tel			メール アドレス		⑤事業開始年月日	年 月 日					⑥保育提供可能時間	通常保育提供可能時間 時間外保育提供可能時間 備考					平日	: ~ : : ~ :					土曜日	: ~ : : ~ :					日・祝日	: ~ : : ~ :					⑦提供する サービス内容	※1) 〇歳界の場合は、 月齢まで記入する こと。 ・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ・定期契約 (〃 歳 ~ 歳) ・一時預かり (〃 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (〃 歳 ~ 歳) ・24時間保育 (〃 歳 ~ 歳) ・ () (〃 歳 ~ 歳) ※2) サービスの内容 は、「記載上の注 意」により分類す ること。					⑧利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他 () 設定なし					(新規)
①事業所の名称	〒			Tel																																																																
②事業所の所在地	最寄り駅			線	駅																																																															
③設置者名 （管理者名）	※②事業所の所在地と同様の場合は記載不要 〒																																																																			
④設置者住所	Tel			メール アドレス																																																																
⑤事業開始年月日	年 月 日																																																																			
⑥保育提供可能時間	通常保育提供可能時間 時間外保育提供可能時間 備考																																																																			
平日	: ~ : : ~ :																																																																			
土曜日	: ~ : : ~ :																																																																			
日・祝日	: ~ : : ~ :																																																																			
⑦提供する サービス内容	※1) 〇歳界の場合は、 月齢まで記入する こと。 ・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ・定期契約 (〃 歳 ~ 歳) ・一時預かり (〃 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (〃 歳 ~ 歳) ・24時間保育 (〃 歳 ~ 歳) ・ () (〃 歳 ~ 歳) ※2) サービスの内容 は、「記載上の注 意」により分類す ること。																																																																			
⑧利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他 () 設定なし																																																																			

令和6年度（第1次改正後）

令和5年度

⑨-1 利用形態 年齢	月極額 (円)	定期契約 単位 (時間)	一時預かり 単位 (時間)	() 単位 ()	その他
0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
3歳児	円	円	円	円	・交通費 円
4歳児	円	円	円	円	() 円
5歳児	円	円	円	円	() 円
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
学童	円	円	円	円	

⑨-2 利用料金 単位 (時間)	早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
会員 (入会し常態的に利用する者)	円	円	円	円
非会員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円

⑩保育している児童の人数 (令和 年 月 日現在)									
年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
保 育 提 供 時 間									
2時間以下									
2時間～4時間以下									
4時間～6時間以下									
6時間～8時間以下									
8時間～									
計									

令和6年度（第1次改正後）

令和5年度

年 齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑪ 保育状況 ① 時間帯別の利用 児童数 (月極め・定期 契約・一時預か りを含めた延べ 数で記入してく ださい。)	7:00～8:59									
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
	0:00～6:59									
上記のうち主たる保育時間であ る11時間について再掲										
②	③	④								

⑫ 保有する資格等（該当するものにチェックを入れること）

（内訳）☐ 保育士

☐ 看護師・准看護師

☐ 居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者

☐ 子育て支援員研修（地域保育コース）修了者

☐ 家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者

☐ （公社）全国保育サービス協会 認定ベビーシッター

☐ 基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして
取り扱うものを含む。）を修了した者

（研修名）

☐ 保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了し
ていない者（資格取得または研修未受講の理由）

⑬ 研修等の受講状況（該 当するものにチェック を入れ、直近5年間の 受講時期を記載するこ と）	研修名		受講時期		受 講 無 し ☐
	居宅訪問型保育基礎研修		年	月	
	子育て支援員研修（地域保育コース）		年	月	
	家庭的保育基礎研修		年	月	
	（公社）全国保育サービス協会 ベビーシッター養成研修及び現任研修 その他（ ）		年	月	

⑭ 保 険 加 入 状 況	加 入	保 険 の 種 類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ <u> </u>		
------------------------------	-----	-----------	--	--	--

令和6年度（第1次改正後）				令和5年度	
⑮ 安全管理・事故防止の取組状況		安全管理・事故防止のための研修を定期的に受講している（年 回）			
		安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備している。	有	無	
		消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている	有	無	
⑯ 保護者との連絡状況		連絡帳の作成	有	無	
		緊急連絡表の作成	有	無	
		その他（ ）	有	無	
⑰ 保護者及び利用希望者の事前の面接		実施 未実施			
⑱ 利用開始時の健康状態観察		有（体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他）			無
㉒ 利用開始時の個別検査		有（服装 外傷 清潔 他）			無
㉓ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出 母子健康手帳で確認			未実施
	利用開始後	診断書の提出 母子健康手帳で確認 回/年			未実施
㉔ ケガや病気の時の措置		保護者への連絡 医療機関への受診 その他（ ）			
㉕ 保育者の健康診断		受診（直近の受診時期： 年 月 ）			未受診
㉖ 検便		実施（毎月 隔月 回/年）			未実施
㉗ 乳幼児突然死症候群に対する注意		睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察	実施	未実施	
		仰向け寝	実施	未実施	
		禁煙の厳守	実施	未実施	

令和6年度（第1次改正後）	令和5年度
<u>記載上の注意</u> 【①】 <u>居宅訪問型保育を行う者の氏名を記入してください。</u> <u>居宅訪問型保育を行う者の居住地の住所・電話番号（ご連絡先）を記入してください。</u> 【②】 <u>（※個人の場合、「ここdeサーチ」に掲載されるのは市町村名までです。電話番号について「ここdeサーチ」に掲載を希望する場合は✓を入れてください。）</u> 【③】 <u>設置者名（管理者名）を記入してください。</u> 【④】 <u>②事業所の名称と同じ場合は記入不要です。</u> 【⑤】 <u>事業を開始した年月日を記入してください。</u> <u>24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。</u> 【⑦】 <u>各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。</u> <u><月極契約></u> <u>利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。</u> <u><定期契約></u> <u>利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）</u> <u><一時預かり></u> <u>利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。</u> <u><夜間保育></u> <u>午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。</u> <u><24時間保育></u> <u>24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。</u> 【⑧】 <u>利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。</u> <u>利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。</u> 【⑧-1】 <u>利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。</u> 【⑧-2】 <u>利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。</u> 【⑩】 <u>運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。「学童」は運営状況報告記入日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。</u> <u>運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の平均利用児童数を時間帯別に月極め・定期契約・一時預かりを含めた延べ数で記入してください。「学童」は小学生以上の児童数の平均利用児童数を記入してください。</u> 【⑩・⑪】 <u>保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について記入してください。無資格または研修未受講の場合はその理由を記載してください。</u>	

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
【14】 <u>保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定すること。なお、保険会社との契約書類を添付してください。</u> 【15】 <u>提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。</u> 【17】 <u>保育者が受講した研修等の直近 3 回の参加状況について記入してください。</u> <u>安全管理・事故防止の取組について、研修を受講している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2 年に 1 回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。</u> 【25】 <u>年 1 回の健康診断の実施の有無について記入すること。</u> <u>子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトの URL を記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。</u> 【33】 <u>事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第 59 条第 5 項に規定する命令であり、法第 59 条の 2 に規定する業務を目的とする施設に対するものに限りです。</u>	

令和6年度（第1次改正後）

令和5年度

(様式6)

教育・保育施設等事故報告書

ver.4
(表面)

基本情報									
事故報告回数					施設・事業所名称				
事故報告年月日					施設・事業所所在地				
事故報告自治体 (報道所属・市区町村)					施設・事業所代表者等				
施設・事業所種別					施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)				
認可・認可外の区分					施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)				
事故に遭ったこどもの情報									
こどもの年齢(月齢)					こどもの性別				
施設入所年月日 (入園生年月日・事業開始開始年月日等)					所属クラス等				
特記事項 (事故と関連が深い事項がある場合は、アレルギーマニエーション、急病・急死状況等)									
事故発生時の状況									
事故発生年月日					事故発生時間帯				
事故発生場所					事故発生クラス等				
事故発生時のこどもの人数					事故発生時の 教育・保育等従事者数			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士、 幼稚園保育士・児童福祉施設職員	
事故発生時のこどもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他	
事故発生時の状況									
事故の誘因									
事故の転機									
(死亡の場合)死因									
(負傷の場合)受傷部位									
(負傷の場合)負傷状況									
診断名、病状、病院名	診断名								
	病状								
	病院名								
事故の発生状況	(当日発症時刻からの健康状況、発生後の処置を含め可能な限り詳細に記載。乳幼児で可能な範囲で記載し、第2報以降で補正。)								
事故発生後の対応	(報道発表を行う(行った)場合にはその旨(要領)。第2報以降で追記。)								

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。
 ※ 第2報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)。第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
 ※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
 ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
 ※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
 ※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(骨折前、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
 ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等 事故報告様式

事故報告日					報告回数			
認可・認可外					施設・事業種別			
自治体名					施設名			
所在地					開設(認可)年月日			
設置者 (社名・法人名・自治体名等)					代表者名			
存続子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計
教育・保育従事者数					うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名	
うち常勤教育・保育従事者					うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名	
保育室等の面積	乳児室	m	ほふく室	m	保育室	m	遊戯室	m
		m		m		m		m
発生時の体制	名		教育・保育従事者		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士	
	年齢構成 の内訳	0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳
	4歳	名	5歳以上	名	学童	名		
事故発生日					事故発生時間帯			
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス				入園・入所年月日			
子どもの性別					事故誘因			
事故の転機					(負傷の場合)負傷状況			
(死亡の場合)死因					(負傷の場合)受傷部位			
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】							
	【病状】							
	【既往症】							
特記事項 (事故と関連が深い場合に、急病・急死・既往歴・持病・アレルギー・急病・急死状況、発生時の状況等記載)								
発生場所								
発生時状況								
発生状況 (当日発症時刻からの健康状況、発生後の処置を含め可能な限り詳細に記載。乳幼児で可能な範囲で記載し、第2報以降で補正。)								
当該事故に 特徴的な事項								
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその旨(要領)を含む)								

※ 第1報は発症時内にて報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)。第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の原因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。
 ※ 第2報報告に当たっては、記載内容に当たっては、保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
 ※ 第2報は適宜広げて記載してください。
 ※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
 ※ 発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

令和6年度（第1次改正後）

教育・保育施設等事故報告書

ver.4
(裏面)

ソフト面

事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修	実施頻度 (回/年)		具体的内容
職員配置		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

ハード面

施設の安全点検	実施頻度 (回/年)		具体的内容
遊具の安全点検	実施頻度 (回/年)		具体的内容
玩具の安全点検	実施頻度 (回/年)		具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

環境面

教育・保育の状況		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

人的面

対象児の動き		具体的内容	
担当職員の動き		具体的内容	
他の職員の動き		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

自治体コメント【必須】

(最速速による事故発生の原因分析結果を記載してください。原因・改善策は記載しなくても可い。)

【施設・事業所別の報告先】

① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く)、特定保育施設(事業所・一時預かり事業(放課後・放課前型認定こども園で実施する場合は除く))、児童福祉事業(放課後・放課前型認定こども園で実施する場合は除く)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を除く。)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
→ こども家庭庁(成育局)成育環境推進課(ainabak@ca.go.jp)	→ こども家庭庁(成育局)成育環境推進課(ainabak@ca.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)、子育て世帯
→ 文部科学省初等中等教育局(ainabak@ca.go.jp)	→ こども家庭庁(成育局)成育環境推進課(ainabak@ca.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚園	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
→ 文部科学省初等中等教育局(ainabak@ca.go.jp)	→ こども家庭庁(成育局)成育環境推進課(ainabak@ca.go.jp)

【全施設・事業所共通の報告先】

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

令和5年度

教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的内容を記載】
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置)	事故防止マニュアルの有無	具体的内容記載欄
	事故防止に関する研修	実施頻度()回/年 具体的内容記載欄
	職員配置	具体的内容記載欄
	その他考えられる要因・分析・特記事項	
改善策【必須】		
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検	実施頻度()回/年 具体的内容記載欄
	遊具の安全点検	実施頻度()回/年 具体的内容記載欄
	玩具の安全点検	実施頻度()回/年 具体的内容記載欄
	その他考えられる要因・分析・特記事項	
改善策【必須】		
環境面 (教育・保育の状況)	教育・保育の状況	
	その他考えられる要因・分析・特記事項	
	改善策【必須】	
人的面 (担当保育士、教諭、幼稚園教諭、保育士、保育従事者、職員の状況)	対象児の動き	具体的内容記載欄
	担当職員の動き	具体的内容記載欄
	他の職員の動き	具体的内容記載欄
	その他考えられる要因・分析・特記事項	
改善策【必須】		
その他	その他考えられる要因・分析・特記事項	
	改善策【必須】	
【所管自治体必須記載欄】 事故発生(者)は記載しないでください。		

【事故報告様式送付先】

- 幼保連携型認定こども園及び企業主導型保育事業について
 - ・ 内閣府 子ども・子育て本部 (FAX: 03-3581-2808 Email: kodomokosodate1@cao.go.jp)
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園の教育活動中の事故について
 - ・ 文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 (FAX: 03-6734-3736 Email: youji@mext.go.jp)
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園への通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について
 - ・ 文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 (FAX: 03-6734-3794 Email: anzen@mext.go.jp)
- 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、地域型保育事業、一時預かり事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、病児保育事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業について
 - ・ 厚生労働省 子ども家庭局 総務課 少子化総合対策室 (FAX: 03-3595-2313 Email: hoikuansen@mhlw.go.jp)
- こちらへも報告してください
 - ・ 消費者庁 消費者安全課 (FAX: 03-3507-9290 Email: sayouhisya.anzen@caa.go.jp)

令和6年度（第1次改正後）

【ブルダウメニューー覧】 ※ ブルダウメニューが設定されているセルは、以下の選択肢の中から回答してください。

報告事項	選択肢
事故報告回数	1. 第1報 2. 第2報 3. 第3報 4. 第4報以降
事故報告年月日	1. 令和6年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
事故報告自治体 （都道府県のみ）	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
施設・事業所種別	1. 幼保連携型認定こども園 2. 幼稚園型認定こども園 3. 保育所型認定こども園 4. 地方裁量型認定こども園 5. 幼稚園 6. 認可保育所 7. 小規模保育事業 8. 家庭的保育事業 9. 居宅訪問型保育事業 10. 事業所内保育事業(認可) 11. 一時預かり事業 12. 病児保育事業 13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 14. 子育て短期支援事業(ショートステイ) 15. 子育て短期支援事業(ワラウ・ステイ) 16. 子育て世帯訪問支援事業 17. 児童育成支援拠点事業 18. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 19. 企業主導型保育施設 20. 地方単独保育施設 21. その他の認可外保育施設 22. 認可外の居宅訪問型保育事業
認可・認可外の区分	1. 認可 2. 認可外 3. その他
施設・事業開始年月日	1. 1月～12月 2. 1日～31日
こどもの年齢	1. 0歳 2. 1歳 3. 2歳 4. 3歳 5. 4歳 6. 5歳 7. 6歳 8. 学童 (学童を除き0か月～11か月も選択)
こどもの性別	1. 男 2. 女
施設入所年月日	1. 平成30年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
所属クラス等	1. 0歳児クラス 2. 1歳児クラス 3. 2歳児クラス 4. 3歳児クラス 5. 4歳児クラス 6. 5歳以上児クラス 7. 異年齢構成 8. 学童
事故発生年月日	1. 令和5年～令和20年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
事故発生時間帯	1. 朝(始業～午前10時頃) 2. 午前中 3. 昼食時・おやつ時 4. 午睡中 5. 午後 6. 夕方(16時頃～夕食提供前頃) 7. 夜間・早朝(泊り保育)
事故発生場所	1. 施設内(室内) 2. 施設内(室外・園庭等) 3. 施設外(園外保育先・公園等)
事故発生クラス等	1. 0歳児 2. 1歳児 3. 2歳児 4. 3歳児 5. 4歳児 6. 5歳以上児 7. 異年齢構成 8. 学童
事故発生時の状況	1. 屋外活動中 2. 室内活動中 3. 睡眠中(うつぶせ寝) 4. 睡眠中(うつぶせ寝以外) 5. 食事中(おやつ含む) 6. 水遊び・プール活動中 7. 登園・降園中 8. その他
事故の誘因	1. 死亡 2. 遊具等からの転落・落下 3. 自らの転倒・衝突 4. こども同士の衝突 5. 玩具・遊具等施設・設備の安全上の不備 6. 他児からの危害 7. アナフィラキシー 8. 溺水 9. その他
事故の転帰	1. 負傷 2. 死亡
死因	1. 乳幼児突然死症候群(SIDS) 2. 窒息 3. 病死 4. 溺死 5. アナフィラキシーショック 6. その他 7. 一
受傷部位	1. 頭部 2. 顔面(口腔内含む) 3. 体幹(首・胸部・腹部・臀部) 4. 上肢(腕・手・手指) 5. 下肢(足・足指) 6. 一
負傷状況	1. 意識不明 2. 骨折(重篤な障害が疑われるもの) 3. 骨折(重篤な障害が疑われるもの以外) 4. 火傷 5. 創傷(切創・裂創等) 6. 口腔内受傷 7. その他 8. 一
事故防止マニュアル	1. あり 2. なし
事故防止に関する研修	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
職員配置	1. 基準以上配置 2. 基準配置 3. 基準以下
施設の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施 4. 一
遊具の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施 4. 一
玩具の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施 4. 一
教育・保育の状況	1. 集団活動中・見守りあり 2. 集団活動中・こども達のみ 3. 個人活動中・見守りあり 4. 個人活動中・こどものみ 5. 睡眠(午睡)中 6. 食事(おやつ)中 7. その他
対象児の動き	1. いつもどおりの様子であった 2. いつもより元気がなかった 3. いつもより活発・活動的であった 4. 具合が悪かった(熱発・腹痛・風邪気味等)
担当職員の動き	1. 対象児とマンツーマンの状態(対象児に接していた) 2. 対象児の至近で対象児を見ていた 3. 対象児から離れたところで対象児を見ていた 4. 対象児の動きを見ていなかった
他の職員の動き	1. 担当者・対象児の動きを見ていた(至近距離にいた) 2. 担当者・対象児の動きを見ていなかった 3. 一

令和5年度

ブルダウメニュー別表（水色のセルには以下の選択肢から選んだものを記載してください）

項目	以下の中から選択してください
事故報告日	1. 令和2年～令和10年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
報告回数	1. 第1報 2. 第2報 3. 第3報 4. 第4報以降
認可・認可外	1. 認可 2. 認可外 3. その他
施設・事業種別	1. 幼保連携型認定こども園 2. 幼稚園型認定こども園 3. 保育所型認定こども園 4. 地方裁量型認定こども園 5. 幼稚園 6. 認可保育所 7. 小規模保育事業 8. 家庭的保育事業 9. 居宅訪問型保育事業 10. 事業所内保育事業(認可) 11. 一時預かり事業 12. 病児保育事業 13. 企業主導型保育事業 14. 地方単独保育施設 15. その他の認可外保育施設 16. 認可外の居宅訪問型保育事業
発生時の体制	1. 0歳児 2. 1歳児 3. 2歳児 4. 3歳児 5. 4歳児 6. 5歳以上児 7. 異年齢構成 8. 学童
事故発生日	1. 令和2年～令和10年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
事故発生時間帯	1. 朝(始業～午前10時頃) 2. 午前中 3. 昼食時・おやつ時 4. 午睡中 5. 午後 6. 夕方(16時頃～夕食提供前頃) 7. 夜間・早朝(泊り保育)
子どもの年齢	1. 0歳(0～11か月) 2. 1歳 3. 2歳 4. 3歳 5. 4歳 6. 5歳 7. 6歳 8. 学童
所属クラス	1. 0歳児クラス 2. 1歳児クラス 3. 2歳児クラス 4. 3歳児クラス 5. 4歳児クラス 6. 5歳以上児クラス 7. 異年齢構成 8. 学童
入園・入所年月日	1. 平成25年～令和10年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
子どもの性別	1. 男児 2. 女児
事故の転帰	1. 負傷 2. 死亡
死因	0. 負傷 1. 乳幼児突然死症候群(SIDS) 2. 窒息 3. 病死 4. 溺死 5. アナフィラキシーショック 6. その他
事故誘因	0. 死亡 1. 遊具等からの転落・落下 2. 自らの転倒・衝突によるもの 3. 子ども同士の衝突によるもの 4. 玩具・遊具等施設・設備の安全上の不備によるもの 5. 他児からの危害を加えられたもの 6. アナフィラキシーによるもの 7. 溺水によるもの 8. その他
負傷状況	0. 死亡 1. 意識不明 2. 骨折 3. 火傷 4. 創傷(切創・裂創等) 5. 口腔内受傷 6. その他
受傷部位	0. 死亡 1. 頭部 2. 顔面(口腔内含む) 3. 体幹(首・胸部・腹部・臀部) 4. 上肢(腕・手・手指) 5. 下肢(足・足指)
発生場所	1. 施設内(室内) 2. 施設内(室外・園庭等) 3. 施設外(園外保育先・公園等)
発生時状況	1. 屋外活動中 2. 室内活動中 3. 睡眠中(うつぶせ寝) 4. 睡眠中(うつぶせ寝以外) 5. 食事中(おやつ含む) 6. 水遊び・プール活動中 7. 登園・降園中 8. その他
事故予防マニュアルの有無	1. あり 2. なし
事故予防に関する研修	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
職員配置	1. 基準以上配置 2. 基準配置 3. 基準以下
施設の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
遊具の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
玩具の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
教育・保育の状況	1. 集団活動中・見守りあり 2. 集団活動中・子ども達のみ 3. 個人活動中・見守りあり 4. 個人活動中・子どものみ 5. 睡眠(午睡)中 6. 食事(おやつ)中 7. その他
対象児の動き	1. いつもどおりの様子であった 2. いつもより元気がなかった[その理由:記載] 3. いつもより活発で活動的であった[その理由:記載] 4. 具合が悪かった(熱発・腹痛・風邪気味等)[その理由:記載]
担当職員の動き	1. 対象児とマンツーマンの状態(対象児に接していた) 2. 対象児の至近で対象児を見ていた 3. 対象児から離れたところで対象児を見ていた 4. 対象児の動きを見ていなかった
他の職員の動き	1. 担当者・対象児の動きを見ていた(至近距離にいた) 2. 担当者・対象児の動きを見ていなかった

様式7：長期滞在児がいる場合の報告（略）

様式7：長期滞在児がいる場合の報告（略）

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
様式 8：認可外保育施設事業内容等変更届（略）	様式 8：認可外保育施設事業内容等変更届（略）
様式 9：認可外保育施設〔休止・廃止〕届出書（略）	様式 9：認可外保育施設〔休止・廃止〕届出書（略）
様式 10：改善指導（略）	様式 10：改善指導（略）
様式 11：改善勧告（略）	様式 11：改善勧告（略）
様式 12：弁明の機会の付与（略）	様式 12：弁明の機会の付与（略）
様式 13：事業停止命令又は施設閉鎖命令（略）	様式 13：事業停止命令又は施設閉鎖命令（略）
様式 14：掲示様式（略）	様式 14：掲示様式（略）

令和 6 年度（第 1 次改正後）	令和 5 年度
(様式 15 : 交付書面様式) (第 59 条の 2 の 4) ○○○○（施設名）利用に当たって 令和○年○月○日 (契約者名) ○○○○ 様 (設置者名) ○○○○ 当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。 ◇ 保育内容・料金 ◇ 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額 ◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容 ◇ その他条件等 ※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。 (担当者氏名) ○○○○ (職名 :) (担当者連絡先) TEL 01-2345-6789 (受 付 時 間) 施設の概要 ○ 施設の名称・所在地 ○ 設置者氏名（名称）・住所（所在地） ○ <u>管理者（施設長）氏名</u> ※当施設は児童福祉法第 3 5 条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第 5 9 条の 2 に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。 【設置届出先：○○県（○○部○○課） TEL01-2222-3333】	(様式 15 : 交付書面様式) (第 59 条の 2 の 4) ○○○○（施設名）利用に当たって 令和○年○月○日 (契約者名) ○○○○ 様 (設置者名) ○○○○ 当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。 ◇ 保育内容・料金 ◇ 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額 ◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容 ◇ その他条件等 ※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。 (担当者氏名) ○○○○ (職名 :) (担当者連絡先) TEL 01-2345-6789 (受 付 時 間) 施設の概要 ○ 施設の名称・所在地 ○ 設置者氏名（名称）・住所（所在地） ○ <u>管理者（施設長）氏名・住所</u> ※当施設は児童福祉法第 3 5 条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第 5 9 条の 2 に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。 【設置届出先：○○県（○○部○○課） TEL01-2222-3333】

令和6年度（第1次改正後）

（記載例）

〇〇〇〇（施設名）利用に当たって

令和〇年〇月〇日

（契約者名）〇〇〇〇 様

（設置者名）〇〇〇〇

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

◇ 保育内容・料金

利用児童	〇〇〇〇（〇〇年〇月〇日生 〇歳〇か月）	
利用形態	月極契約	
利用期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
利用時間	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時	
料 金	入会金	×××円（初回のみ）
	利用料	ひと月×××円
	その他	食事代、おむつ代等は別に定める料金表により、利用に応じて徴収致します。

※詳しい保育内容については、別添の「〇〇〇保育室利用のしおり」としております。

◇ 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当施設では、以下のとおり保険に加入しています。

保 険 の 種 類	
保 険 事 故 (内容)	
保 険 金 額	***円

※詳しくは、別添の「〇〇〇保険のしおり」をご覧ください。

◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容

当施設は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。

また、月極保育のお子さまに対しては、△△△病院の医師による年〇回の定期健康診断を実施します。

【医療機関】 △△△病院

【所 在 地】 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 1-10-20

◇ その他条件等

利用に当たっては、別添の「〇〇〇保育室利用規約」記載事項を遵守してください。

※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

（担当者氏名）	〇〇〇〇（職名：主任保育士）
（担当者連絡先）	TEL 01-2345-6789
（受 付 時 間）	午前8時～午後5時

施設概要

- 施設の名称・所在地 〇〇〇保育室
〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 ABCビル2階
- 設置者・住所 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇4-5-6
- 施設長 〇〇〇〇

※当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先：〇〇県（〇〇部〇〇課） TEL01-2222-3333】

令和5年度

（記載例）

〇〇〇〇（施設名）利用に当たって

令和〇年〇月〇日

（契約者名）〇〇〇〇 様

（設置者名）〇〇〇〇

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

◇ 保育内容・料金

利用児童	〇〇〇〇（〇〇年〇月〇日生 〇歳〇か月）	
利用形態	月極契約	
利用期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
利用時間	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時	
料 金	入会金	×××円（初回のみ）
	利用料	ひと月×××円
	その他	食事代、おむつ代等は別に定める料金表により、利用に応じて徴収致します。

※詳しい保育内容については、別添の「〇〇〇保育室利用のしおり」としております。

◇ 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当施設では、以下のとおり保険に加入しています。

保 険 の 種 類	
保 険 事 故 (内容)	
保 険 金 額	***円

※詳しくは、別添の「〇〇〇保険のしおり」をご覧ください。

◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容

当施設は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。

また、月極保育のお子さまに対しては、△△△病院の医師による年〇回の定期健康診断を実施します。

【医療機関】 △△△病院

【所 在 地】 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 1-10-20

◇ その他条件等

利用に当たっては、別添の「〇〇〇保育室利用規約」記載事項を遵守してください。

※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

（担当者氏名）	〇〇〇〇（職名：主任保育士）
（担当者連絡先）	TEL 01-2345-6789
（受 付 時 間）	午前8時～午後5時

施設概要

- 施設の名称・所在地 〇〇〇保育室
〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 ABCビル2階
- 設置者・住所 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇4-5-6
- 施設長・住所 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇7-8-9

※当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先：〇〇県（〇〇部〇〇課） TEL01-2222-3333】